

東村山市指定第 1 号訪問・通所サービス事業所 御中

東村山市健康福祉部  
介護保険課長 江川 裕美

## 令和 3 年 4 月サービス提供分からの総合事業 (訪問型サービス・通所型サービス)の単位数等について

平素より、本市介護保険事業にご理解・ご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

今般、「介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 72 号）」が制定されたことを受け、令和 3 年 4 月サービス提供分からの、訪問型サービスおよび通所型サービスの本市における単位数を設定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、あわせて地域区分（級地）の変更についてもお知らせいたします。ご多忙の折、大変恐縮ではございますが、ご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

いずれも事業所様からの請求に影響する事項となりますので、十分ご注意ください。また、利用者負担額にも影響いたしますので、事業所様において、利用者への十分なお説明をお願いいたします。

### 記

#### 1. サービス名称等および単位数

本市ウェブサイトをご確認ください。掲載場所は次のとおりです。

《トップページ ➡ 健康・福祉・医療 ➡ 高齢のかた ➡ 介護保険 ➡ 介護保険事業者向け情報 ➡ 総合事業のサービスコード表》

[https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/kenko/korei/kaigohoken/kaigonitizyousigyou/sougou\\_servicecode.html](https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/kenko/korei/kaigohoken/kaigonitizyousigyou/sougou_servicecode.html)

なお、今回お知らせいたします内容には、サービス項目コードは含んでおりません。確定したコードが国から示されましたら、CSV ファイルと合わせて改めてご提供（お知らせ）いたします。

また、サービスと単位数に関する注意事項や、事業実施上の留意事項については、厚生労働省が発出している次の文書をご確認ください。

- 介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 72 号）
- 介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和 3 年 3 月 19 日付老認発 0319 第 3 号）

## 2. 地域区分(級地)の変更

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和3年厚生労働省告示第73号）」の発出により、「厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）」が一部改正され、令和3年4月サービス提供分から、東村山市の地域区分(級地)が変更となります。

### ①変更内容

現 在：4級地（上乘せ割合12%）

変更後：3級地（同 15%）

### ②変更の適用範囲

訪問型サービス、通所型サービスにおいては、「東村山市に住民登録のある被保険者」に適用されます。ただし、住所地特例適用者については、施設所在地の自治体が地域支援事業を提供するため、施設所在地の自治体の単位および単価が適用されます。

## 4. その他

### ①加算・減算に関する届出書のご提出（依頼の予告）

令和3年度介護報酬改定においては、加算・減算についても変更があるため、現在、改定に対応した加算・減算に関する届出書の様式の作成を進めております。完成し次第、お知らせするとともに、ご提出の依頼をさせていただくことを予定しておりますので、ご承知おきください。なお、依頼から提出期限までの期間が大変短くなることが予想されますので、予めご了承ください。

### ②指定変更届出書のご提出

ここまでに述べた変更により、令和3年4月1日から、運営規程、重要事項説明書、料金表等の変更が想定されます。これらに変更となる場合には、変更日から10日以内(令和3年4月9日まで)に「指定変更届出書」のご提出が必要となりますので、ご承知おきください。

なお、今回の変更等に係る「指定変更届出書」は、大変多くの事業所様からご提出いただくこととなりますので、密集を避けるという新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点からも、ご提出は郵送でお願いいたします。

### ③令和3年度介護報酬改定に関する当市からのお知らせ

当市ウェブサイトの次のページにおいて、改定に関するお知らせを掲載しております。随時更新しておりますので、折を見てご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

◀トップページ ➡ 健康・福祉・医療 ➡ 高齢のかた ➡ 介護保険 ➡ 介護保険事業者向け情報 ➡ **【事業者向け】令和3年度介護保険制度改正に伴うお知らせ**▶

[https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/kenko/korei/kaigohoken/jigyousya/R3kaigokaisei\\_jigyou.html](https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/kenko/korei/kaigohoken/jigyousya/R3kaigokaisei_jigyou.html)

以上

【問い合わせ先】〒189-8501 東京都東村山市本町1-2-3 東村山市役所 介護保険課 給付指導係  
電 話 042-393-5111（内線：3143～5）  
E-mail kaigohoken@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp